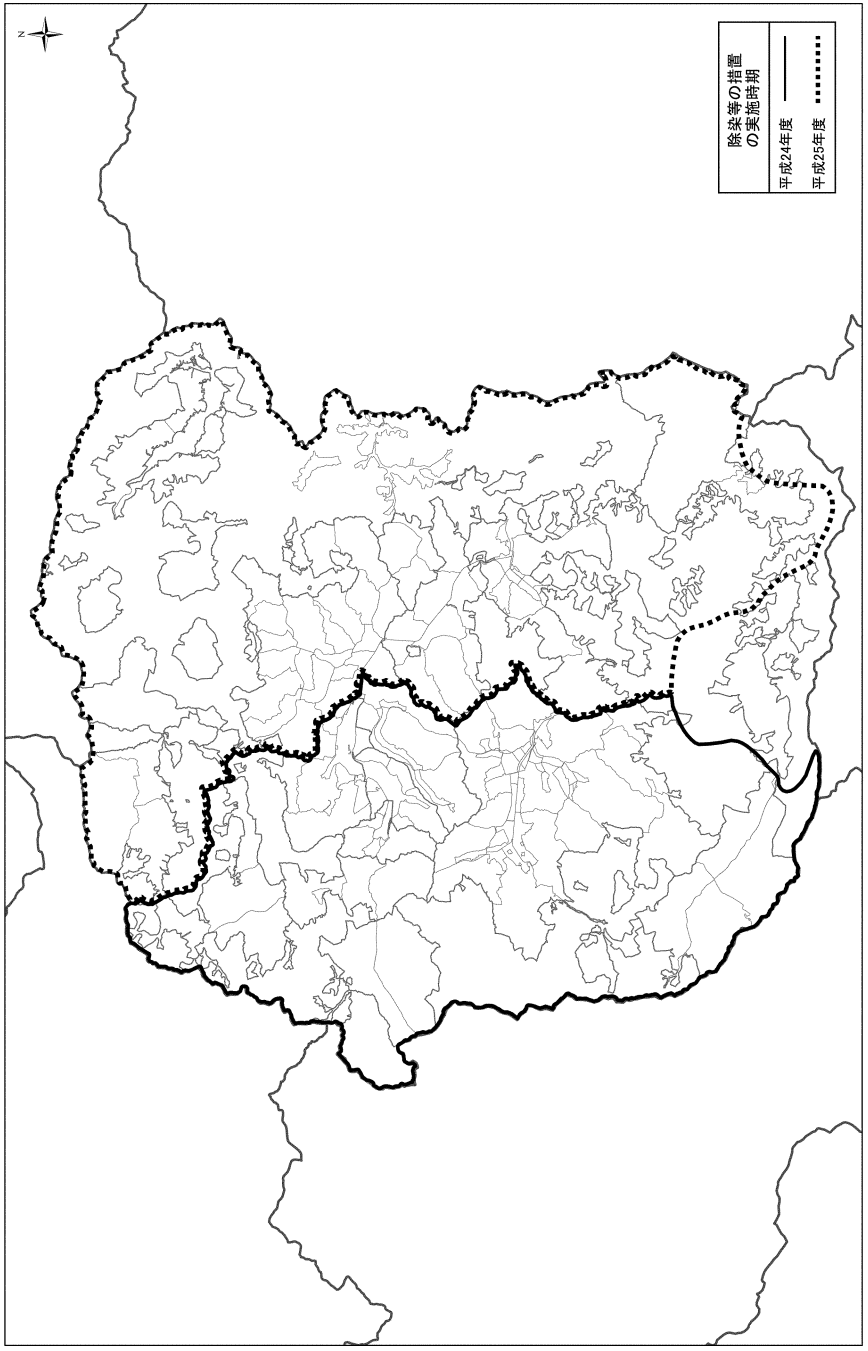
図



飯舘村

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５６８３号

千葉県千葉市美浜区幸町１丁目21―20―1316
債務者　増子　和久
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　寛人
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８２８号

東京都葛飾区金町５丁目33―20―101
債務者　菊地　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰秀
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８５６号

東京都八王子市松木33―13―306
債務者　黒田　和男
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木嶋　純子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８８３号

東京都東久留米市中央町３丁目23―15
債務者　桑谷　勝之
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　大
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９３０号

東京都葛飾区柴又４丁目10―６―２Ｆ
債務者　鈴木　伸一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南原　由記
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９３１号

東京都葛飾区柴又４丁目10―６―２Ｆ
債務者　鈴木　光恵
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南原　由記
4　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部